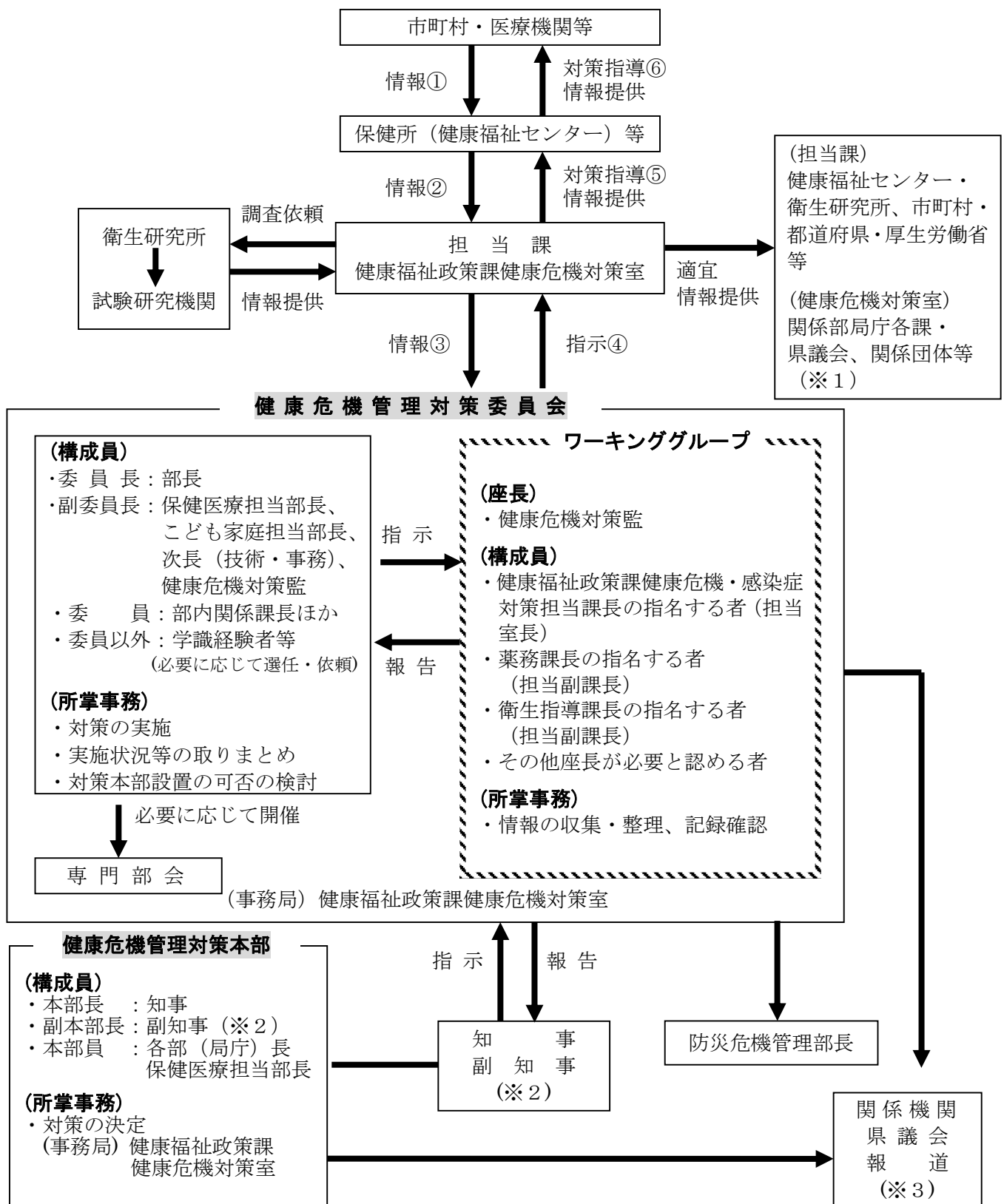


健康危機管理体制フロー図

(健康危機のレベル2以上の事案)



- ※1 関係部局庁各課とは部内関係課、秘書課、報道広報課、危機管理政策課、病院局、教育庁、警察本部等をいう。
- ※2 副知事に事故あるとき、又は欠けたときは健康福祉部長
- ※3 記者会見は、担当課で発表資料を作成し、健康福祉部長の了解を得た上で健康危機対策監が行う。その他の報道対応は、健康福祉部長の了解を得た上で担当課が行う。また、関係機関等への情報提供は担当課で行う。